

## 東京都公文書管理条例と東京都情報公開条例（一部改正）

伊藤久雄（認定NPOまちぼっと理事）

都議会議員選挙前の3月議会に、東京都公文書管理条例案と東京都情報公開条例一部改正案が提出され、可決された。

東京都公文書管理条例は、豊洲問題で明らかにされた公文書（行政文書）管理のずさんさを正すべく策定されたものである。しかし、その策定過程でも多くの問題が明らかになった。列举すれば以下のとおり。

- 1 条例案の策定過程では、一切の都民参加がなかったこと。
- 2 条例案は概要しか公開されず、都民に対しては概要に対する意見を求めたこと。
- 3 条例案本文を公表して、改めて意見を聞くべきだとの意見（伊藤など）は、無視されたこと。
- 4 条例案概要に対する意見を募集したにも関わらず、提出された意見の公表はいまだに行われていないこと（2017年7月27日現在）
- 5 条例案本文の情報公開請求は非開示になったこと。
- 6 条例は3月議会で可決されたにも関わらず、東京都のホームページではいまだに条例本文が公開されていないこと。
- 7 条例は7月1日に施行されているにも関わらず、東京都例規集データベースにも掲載されていないこと（5月31日現在までに施行された条例を掲載）

以上のように、「情報公開」を訴えている小池知事のもとでこのような事態になっているのである。このことを、はたして小池知事は知っているのだろうか。もし知っているのだとしたら、小池知事の「情報公開」の中身が疑われる。

なお、東京都公文書管理条例の内容にも多くの課題がある。この点については来月初めまでには文書化したいと思う。条例案本文の非開示の問題については、情報公開クリアリングハウスの以下の情報を参照されたい。また3月議会では東京都情報公開条例も一部改正された。一部改正部分のみであるが添付する（PDF）。

- ◆東京都 公文書管理条例案を不開示、審議会の録音物は不存在（情報公開クリアリングハウス）

<https://clearing-house.org/?p=1592>

- ◆東京都公文書の管理に関する条例（PDF）
- ◆東京都情報公開条例（一部改正）（PDF）